社会福祉法人北九州市社会福祉協議会定款

昭和40年3月29日 社会福祉法人認可 平成 9年3月10日 定款全部改正 平成10年6月11日 定款一部改正 平成12年7月21日 定款一部改正 平成13年4月 1日 定款全部改正 平成14年4月 1日 定款一部改正 平成14年10月1日 定款一部改正 平成18年4月 1日 定款一部改正 平成19年4月 1日 定款一部改正 平成21年4月 1日 定款一部改正 平成22年4月 1日 定款一部改正 平成23年6月 1日 定款一部改正 平成26年4月 1日 定款一部改正 平成29年4月 1日 定款一部改正 平成30年4月24日 定款一部改正 平成31年4月 1日 定款一部改正 令和 7年4月 1日 定款一部改正

目次

- 第1章 総則(第1条~第5条)
- 第2章 評議員 (第6条~第9条)
- 第3章 評議員会(第10条~第15条)
- 第4章 役員(第16条~第22条)
- 第5章 理事会(第23条~第27条)
- 第6章 会員(第28条)
- 第7章 委員会(第29条)
- 第8章 事務局及び職員(第30条)
- 第9章 資産及び会計(第31条~第38条の2)
- 第10章 収益を目的とする事業(第39条・第40条)
- 第11章 解散及び合併(第41条~第43条)
- 第12章 定款の変更(第44条)
- 第13章 公告の方法その他(第45条・第46条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、北九州市における社会福祉事業 その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化に より、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

- 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な 発達を図るために必要な事業
 - (5) 校(地)区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
 - (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (7) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
 - (8) ボランティア活動の振興
 - (9) 共同募金事業への協力
 - (10) 社会福祉資金貸付事業
 - (11) 民間社会福祉事業の振興
 - (12) 地域福祉権利擁護事業
 - (13) 成年後見制度に関わる事業
 - (14) 社会福祉センターの設置運営
 - (15) 年長者研修大学校及び北九州穴生ドームの管理・経営
 - (16) ウェルとばたの管理・経営
 - (17) 北九州市からの受託事業
 - (18) 地域包括支援センターへの参画
 - (19) 一般社団法人北九州成年後見センターへの参画
 - (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会という。

(経営の原則等)

- 第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図るものとする。
- 2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り 組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する

ものとする。

(事務所の所在地)

- 第5条 この法人の事務所を、福岡県北九州市戸畑区汐井町1番6号に置く。
- 2 前項のほか、従たる事務所を次の各号の場所に置く。
 - (1) 福岡県北九州市門司区清滝一丁目1番1号
 - (2) 福岡県北九州市小倉北区大手町1番1号
 - (3) 福岡県北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
 - (4)福岡県北九州市若松区浜町一丁目1番1号
 - (5) 福岡県北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
 - (6)福岡県北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
 - (7)福岡県北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上31名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員会の委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不 適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。 (評議員の資格)
- 第7条の2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評

議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第9条 評議員には、報酬を支給しない。ただし、評議員には費用を弁償することができる。
- 2 評議員の費用の弁償に関する規程は、これを別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

- 第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 予算及び事業計画の承認
 - (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)、財産目録及び事業報告の承認
 - (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 基本財産の処分
 - (10) 社会福祉充実計画の承認
 - (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところに よる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回 る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま での者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に 記名押印する。

第4章 役員

(役員の定数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上17名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法第45条の16第2項第1号の理事長とし、常務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (役員の資格)
- 第17条の2 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守すると

ともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。各監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者で

あってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執 行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受けてこの法人の常務を処理する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての 権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解 任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第22条 理事(会長及び常務理事を除く。)及び監事には、報酬を支給しない。
- 2 会長及び常務理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 3 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 4 理事及び監事の報酬及び費用の弁償に関する規程は、これを別に定める。

第5章 理事会

(構成)

- 第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

(権限)

- 第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、会長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第25条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会員

(会員)

- 第28条 この法人に会員を置く。
- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

- 第29条 この法人に委員会を置く。
- 2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、又は会長の諮問に答え、 若しくは意見を具申する。
- 3 委員会に関する規程は別に定める。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第30条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財産の 3種とする。
- 2 基本財産は、次の財産をもって構成する。

現 金 五百萬円

- 3 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第39条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、北九州市長の承認を得なければならない。た だし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、北九州 市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

- 第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実 な有価証券に換えて、管理するものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類について は、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第37条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。
- 2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会に おいて定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なけれ ばならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第38条の2 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

第10章 収益を目的とする事業

(種別)

- 第39条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。
 - (1) 駐車場事業
 - (2) 自動販売機設置事業
 - (3)物品等販売事業
 - (4) 若松競艇場内食堂売店経営事業
 - (5) 社会福祉センター健康増進事業
 - (6) 社会福祉センター貸室事業
- 2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同 意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業 又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14 年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第11章 解散及び合併

(解散)

- 第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解 散事由により解散する。
- 2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議を経て、北九州市長の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第43条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議を経て、北九州市長の認可を受けなければならない。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

- 第44条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議を経て、北九州市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を 北九州市長に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会の掲示場に掲示する とともに、官報、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、 この定款にもとづき、役員の選任を行なうものとする。

理	事(代表者)ラ	末 🦩	松	喜	_	理	事	七	楽	虎	雄
理	事	部 i	部	宏	輔	理	事	牛	島	茂	樹
理	事	比,][]	真	隆	理	事	Ш	端		賢
理	事	E)	原		弥	理	事	吉	田	丹	蔵
理	事	凡:	士	市	次	理	事	Щ	本	廉	平
理	事った	大	岡	茂	雄	理	事	西	村	法	昭
理	事	中!	野		要	理	事	戸	田	仁左衛	耐門
理理			野 田	勲	要 男	理理	事 事	戸太	田田	仁左衛	斯門 正
	事言	吉		勲光				,	•	仁左復と	
理	事言	吉 寺	田		男	理	事	太	田		
理理	事 事 考	吉	田	光	男 雄 夫	理理	事事	太北	田田	٢	正し
理理理	事 事 事 者	吉 寺 都 入	田岡留	光鶴	男 雄 夫	理理理	事 事 事	太北児	田田玉	と 寛	正し売

付 則

- この定款は、昭和40年3月29日から施行する。 付 則
- この定款は、昭和43年10月8日から施行する。 付 則
- この定款は、昭和47年3月29日から施行する。 付 則
- この定款は、昭和49年3月29日から施行する。 付 則
- この定款は、昭和54年4月1日から施行する。 付 則
- この定款は、昭和58年7月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成4年10月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成5年10月1日から施行する。 付 則

この定款は、平成9年3月10日から施行する。

ただし、第5条第1項及び第13条第2項に定める理事並びに評議員定数については、 次期改選時から適用する。

第6条第1項に定める副会長定数については、平成9年4月1日から平成11年3月3 1日までの間に限り3名とする。 付 則

- この定款は、平成10年6月11日から施行する。 付 則
- この定款は、平成12年7月21日から施行する。 付 則
- この定款は、平成13年4月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成14年4月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成14年10月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成18年4月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成19年4月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成21年4月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成22年4月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成23年6月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成26年4月1日から施行する 付 則
- この定款は、平成29年4月1日から施行する。 付 則
- この定款は、平成30年4月24日から施行する。 付 則
- この定款は、平成31年4月1日から施行する。 付 則
- この定款は、令和7年4月1日から施行する。